○高砂市国民健康保険料徴収猶予に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市国民健康保険条例(昭和34年高砂市条例第8号。以下「条例」という。)第26条に規定する保険料の徴収猶予について、条例及び高砂市国民健康保険条例施行規則(昭和34年高砂市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(徴収猶予の基準)

- 第2条 高砂市国民健康保険条例第26条に規定する理由は、次の各号に定めるものを基準とし判断する。
- (1) 資産とは、直接居住の用に供する住宅、日常生活に必要な家財とし、火災については、 故意または重大な過失がないものとする。なお、これに類する災害とは、すべての天災による 災害とする。
- (2) 事業又は業務を廃止し、又は休止したときとは、休業、廃業、倒産等により現在無職であるとき、又は育児により休業しているときとする。
- (3) 事業又は業務について甚大な損害を受けたときとは、給与収入、営業所得、事業所得が昨年と比べて四割以上の減少が見込まれるときとする。
- (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があつたときとは、次に掲げるものとする。
 - ア 事業または業務において、取引先の破産手続き開始決定及びその他の理由により重 大な損害を受けたとき
 - イ 当該年度の市県民税の納付において徴収猶予が承認されたとき
 - ウ その他の理由により生活が困窮している状態にあり、保険料を一時に納付すること で生活の維持に著しい支障をきたすことが認められるとき

(申請書類)

- 第3条 条例第26条に規定する徴収猶予を必要とする理由を証する書類とは、次のとおりとする。
- (1) 徵収猶予申請書(様式第1号)
- (2) 猶予を受けようとする金額が100万円以下のとき、財産収支状況書(様式第2号)。
- (3) 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超えるとき、財産目録(様式第3号)及び収支明細書(様式第4号)
- (4) 給与明細書又は売上台帳等の毎月の収入が記載されたもの
- (5) 災害等にり災した場合にあっては、公的機関が発行するり災証明書、公的機関に提出した動産等り災申告書及び火災保険証券
- (6) 市県民税において徴収猶予又は減免を受けている場合にあっては、当該徴収猶予又は 減免を受けていることを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、条例第 26 条第 1 項各号に掲げる事由に応じ、当該事実を 証する書類

(結果の通知)

第4条 市長は、申請者から申請書及び添付書類を受理してから、三週間以内に徴収猶予の許可又は不許可について通知するものとする。

(許可の取消し)

第5条 規則第11条に定める徴収猶予の取消しのうち、分割支払の不履行については、支 払の催告を行ってもなお納付しないとき、直ちに取り消すものとする。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、保険料の徴収猶予に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。